

## 2-1 景観形成ガイドラインの対象

ガイドラインが適用される対象は、次の体系に示すとおりです。



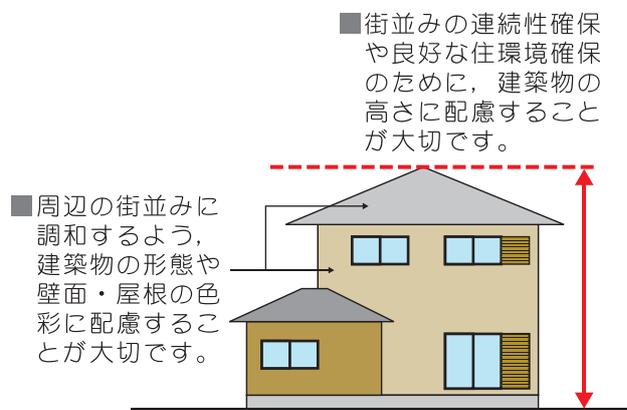
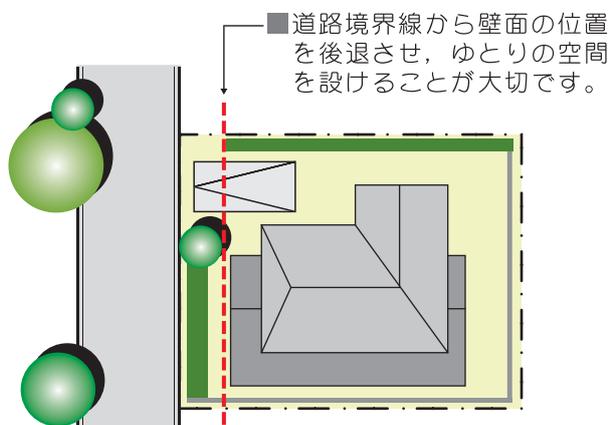
▲秋葉糰味噌

## 2-2 配慮事項

ガイドラインの対象について、良好な景観を創出するための基本的な配慮事項は、次のとおりです。

## 1 建築物

①位置 ②高さ ③形態意匠 ④色彩



## 2 工作物

①高さ・形態等

- 塀や垣、柵などの工作物は、通りや隣接地に面し、場合によっては長大な構造物となる場合もあり、景観に与える影響が大きな景観要素です。
- 煙突や高架水槽等の工作物も含め、高さや形態等について配慮することが大切です。



## 4 緑化

①緑の保全・創出

- 緑は景観にうるおいを感じさせるばかりでなく、自然環境保全の観点からも非常に重要な景観要素です。
- 既存樹木、緑地の保全とともに、緑化等による新たな緑を創出していくことが大切です。



## 3 屋外広告物

①設置位置・数 ②形態等  
③色彩

- 景観形成に対し大きく影響を及ぼす景観要素として、節度ある良好な景観形成を図っていくため、その設置位置や色彩等について配慮することが大切です。



## 5 その他

①建築設備 ②照明等  
③駐車場 ④サイン等  
⑤道路及び道路付帯施設

- 人工的、機械的、無機質になりがちな設備などの景観要素については、通りからの見え方や緑化などの工夫により、周辺の景観を阻害しないよう配慮することが大切です。

